

この協定書は案であり、本市全体の方針等により、変更する場合があります。

横浜市〇〇施設の管理運営に関する基本協定書

横浜市〇〇区長（以下「市」という。）と株式会社〇〇（以下「指定管理者」という。）
とは、次のとおり、横浜市〇〇施設（以下「〇〇施設」という。）の管理運営に係る基
本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

共同事業体の場合は、
〇〇〇〇共同事業体 代表者〇〇株式会社

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、〇〇施設を適正かつ円滑に管理運
営するために必要事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 市及び指定管理者は、〇〇施設の管理運営に関して市が指定管理者の指定を行
うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用して〇〇施設の設置の目的
を効果的かつ効率的に達成し、〇〇施設のサービスの拡充や〇〇事業の推進に資する
とともに、新たな事業やサービスを積極的に展開していくことにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 指定管理者は、〇〇施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び〇〇施設の
管理運営（以下「本指定管理」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分
に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

（信義誠実の原則）

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って、本協
定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（対象施設）

第6条 本指定管理の対象となる施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

横浜市〇〇施設

横浜市〇〇区〇〇 〇丁目〇番地〇

2 指定管理者は善良なる管理者の注意をもって施設の管理運営を行わなければなら
ない。

(指定期間等)

第7条 本指定管理の期間（以下「指定期間」という。）は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

2 本指定管理に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本指定管理の業務の範囲と実施条件

(本指定管理の実施により達成すべき目標)

第8条 指定管理者が、本指定管理の実施によって達成を目指すべき目標は以下の通りとする。

- (1) ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (2) ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (3) ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案書の内容に基づき、区と指定管理者で協議の上、決定します。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 本指定管理において、指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる通りとする。

- (1) 横浜〇〇施設条例（昭和〇年〇月横浜市条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条に規定する事項に関すること
- (2) ○〇施設の施設及び設備の維持保全及び管理に関すること
- (3) その他市が定める業務

2 前項各号に掲げる業務の詳細は市と指定管理者の協議により別に定めるものとする。

(市が行う業務の範囲)

第10条 次の業務については、市が行うものとする。

- (1) ○〇施設の目的外使用の許可
- (2) ○〇施設の大規模な修繕・改修にかかる業務
- (3) その他法令等において別に定められること

(責任者の配置)

第11条 指定管理者は、管理業務を円滑かつ適正に履行するため、○〇施設に館長を配置するものとする。

(業務従事者)

第12条 指定管理者は管理開始前までに、指定管理者が雇用し本指定管理に従事する者（以下「業務従事者」という。）の名簿を、市が定める様式をもって市に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、業務従事者に変更があった場合は、市が定める様式をもって速やかに届け出るものとする。
- 3 指定管理者は、自らの責任と費用負担で業務従事者の労働安全衛生管理を行うものとする。
- 4 市は、指定管理者が配置した業務従事者が、本指定管理を行うことについて正当な理由により不適当と認めた場合は、理由を付した文書をもって当該業務従事者の解任を求めることができる。
- 5 指定管理者は、前項の規定に基づく請求があった場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。
- 6 指定管理者は、前項の規定に基づき、当該業務従事者を解任したことにより、指定管理者の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、係る増加費用又は損害について市に対し、いかなる費用の負担も求めることができない。

(業務の範囲又は業務実施条件の変更)

- 第13条 市又は指定管理者は、必要と認めた場合は、第9条及び第10条に定める本指定管理の業務の範囲の変更を求めることができる。当該変更を求める場合は理由を付した文書をもって行うものとする。
- 2 市又は指定管理者は、前項に定める文書の提出があった場合は、遅滞なく協議に応じなければならない。
 - 3 前項の規定に基づく協議の結果により、業務の範囲又は業務実施条件に変更が加えられることにより生じる指定管理料の変更についても協議の対象とする。

第3章 本指定管理の実施

(本指定管理の実施)

- 第14条 指定管理者は、条例、横浜市〇〇施設条例施行規則(平成〇年〇月規則第〇号。以下「規則」という。)、横浜市〇〇施設要綱等(以下「要綱等」という。)、本協定、年度協定、横浜市〇〇施設指定管理者公募要項(「横浜市〇〇施設指定管理者業務要求水準書」を含む。以下「公募要項」という。)のほか、事業計画書等に基づき、誠実かつ円滑に本指定管理を実施するものとする。

(法令の遵守)

- 第15条 指定管理者は、本指定管理の実施に当たり、関係する法令を遵守しなければならない。関係する主な法令については、以下の通りとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 横浜市〇〇施設条例(平成〇年〇月条例第〇号)

- (3) 横浜市〇〇施設条例施行規則（平成〇年〇月規則第〇号）
- (4) 〇〇区〇〇施設管理運営要綱
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）
- (7) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）
- (8) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (9) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (10) 環境関係法令（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）

（開館時間及び休館日）

第16条　開館時間及び休館日は、規則第〇条及び第〇条の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) 開館時間

- ア　火曜日から金曜日　午前9時30分から午後8時30分まで
- イ　土曜日、日曜日、月曜日及び祝休日　午前9時30分から午後5時まで

(2) 休館日

- ア　年末年始　12月29日から翌年1月3日まで
- イ　施設点検日（月1回）

2　前項の規定に関わらず、市は、特に必要があると認める場合は、開館時間及び休館日を変更することができる。

（利用の許可）

第17条　指定管理者は、条例第〇条第〇項の規定に基づく施設利用の許可（以下「利用許可」という。）の実施に当たっては、条例、規則及び横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）、行政事件訴訟法（昭和37年5月16日法律第139号）、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）等の規定に従わなければならない。

2　指定管理者は、利用の許可の実施に当たって疑義がある場合には、市と協議するものとする。

（事前準備）

第18条　指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、本指定管理の実施に必要な資格の保有者及び人材を確保し、必要な研修を行わなければならない。

2　指定管理者は、本指定管理を遂行するために許認可が必要な場合は、指定管理者の責任において、それを取得しなければならない。

3　指定管理者は、必要と認める場合には、指定期間の開始に先立ち、市に対して〇〇

施設への立入りを申し出ることができる。

- 4 市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、正当な理由のある場合を除いてその申出に応じるものとする。
- 5 指定期間の開始に伴う準備に係る費用のうち、引継ぎに要する費用は、指定管理者が公募時に提出した提案書類等による提案額に基づき、市が負担するものとする。

(第三者による実施)

第19条 指定管理者は、第9条に定める業務の一部について、委託する業務の内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し承認を得た上で、第三者に委託することができる。ただし、〇〇業務及び〇〇業務については、委託することができない。

- 2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、すべて指定管理者が負担するものとする。

(施設の維持保全等)

第20条 指定管理者は、〇〇施設の施設及び設備について、市が別に定める基準に基づき、適切な維持保全を行わなければならない。

- 2 〇〇施設の修繕については、1件につき〇〇万円（消費税を含む。）以上のものについては市が自己の責任及び費用において実施するものとし、1件につき〇〇万円（消費税を含む。）未満のものについては指定管理者の責任及び費用負担において実施するものとする。ただし、当該年度中に指定管理者が行う修繕の費用負担が〇〇万円を超える際は、責任の所在及び費用負担について、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 3 指定管理者が前項に規定する〇〇施設の修繕を行う際は、緊急の場合を除き、市に対して予告し了承を得るものとする。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

第21条 指定管理者は、自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部に届け出なければならない。

また、市及び指定管理者は、自家用電気工作物の保安業務について、下記の通り定めるものとする。

- 1 指定管理者は、市から指定管理者として指定を受けた〇〇施設の自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとする。
- 2 市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、指定

管理者が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。

- 3 市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させる。
- 4 市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実に行うことを確約させる。

(緊急時の対応)

第22条 指定期間中、本指定管理の実施に関連し、又は〇〇施設において事件・事故又は火災、地震等による損傷等（以下「緊急事態」という。）が発生した場合、指定管理者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に遅滞なく通報しなければならない。

- 2 指定管理者は、緊急事態が発生した場合は、必要に応じ、その原因を調査し、市に遅滞なく報告するものとする。当該調査に關し、市は必要な協力を行うものとする。
- 3 指定管理者は、緊急時の連絡網を作成し、市に提出するものとする。

(事件・事故等の防止及び対応体制)

第23条 指定管理者は、事件・事故等を防止し施設の損害等を最小限に止めるため、事件・事故等の防止及び対応体制等について定めたマニュアル等を作成し、職員を指導しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項のマニュアル等に基づき、隨時、施設の安全性やサービス内容について点検し、必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第24条 指定管理者及び業務従事者は、本指定管理の実施により知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定は、本指定管理の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第25条 指定管理者は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例のほか、秘密保持に関するすべての法令等を遵守するとともに、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

- 2 前項の規定は、本指定管理の終了後においても同様とする。

(情報公開の責務)

第26条 指定管理者は、市が示す「情報公開に関する標準規程」に準拠して「情報公開規程」を作成し、これに基づき適切な対応をしなければならない。

第26条の2 指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮すること。

(文書管理)

第27条 指定管理者は、本指定管理の実施に係る文書の作成、管理及び保存を適切に行わなければならない。

(人権の尊重)

第28条 指定管理者は、本指定管理の実施にあたっては、利用者等の人権を最大限尊重するとともに、業務従事者に対して人権に関する研修を各年度1回以上実施するよう努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(指定管理者による備品等の管理等)

第29条 指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、別添の市が所有する備品等（以下「備品等（I種）」という。）を管理する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等（I種）が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、自己の費用により当該備品等を修繕するものとする。
- 4 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、当該備品を廃棄することができる。
- 5 前項の規定に基づき当該備品を廃棄する場合、指定管理者は、市との協議により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達するものとする。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項の規定により購入または調達した備品等について、市に所有権を移転するとともに、備品等（I種）として管理することができる。ただし、市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- 7 指定管理者は、故意又は過失により備品等（I種）を破損滅失したときは、市との協議により、必要に応じてこれを弁償するものとする。

(指定管理者による備品等の購入等)

第30条 指定管理者は、本指定管理の実施のため、自己の費用により備品等を購入又は調達することができる。

- 2 指定管理者は、自己の費用により購入又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を帳票に記載し、前条に規定する備品等（Ⅰ種）と明確に区別して管理しなければならない。
- 3 前項に規定する備品等（Ⅱ種）は、指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げない。

第5章 業務実施に係る市の確認事項

（年間事業計画書等）

第31条 指定管理者は、市が定めるところにより、市の指定する期日までに年間事業計画書等を市に提出しなければならない。

- 2 市及び指定管理者は、年間事業計画書等を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（月間事業報告書等）

第32条 指定管理者は、市が定めるところにより、市の指定する期日までに月間事業報告書等を市に提出しなければならない。

（年間事業報告書等）

第33条 指定管理者は、市が定めるところにより、市の指定する期日までに年間事業報告書等を市に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が年度の途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取消した場合は、指定管理者は、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の年間事業報告書等及び月間事業報告書等を市に提出しなければならない。
- 3 市は、必要があると認めるときは、年間事業報告書等の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（本指定管理実施状況の確認及び改善の指示）

第34条 市は、前条までに定めるもののほか、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第10項に基づき、指定管理者に対して本指定管理の実施状況について隨時、報告を求め、また実地について調査するため、〇〇施設に立ち入ることができる。

- 2 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 3 第32条及び第33条の規定に基づく報告及び第1項の規定に基づく報告及び実地調査により、指定管理者の本指定管理の実施内容等が、条例、規則、要綱、その他市が提示する要件等を満たしていないと認められる場合、市は、法第244条の2第10項に基

づき、指定管理者に対して業務の改善を指示するものとする。

- 4 指定管理者は、前項の指示を受けた場合は、速やかに必要な具体的措置を講じ、その結果を市に報告しなければならない。

(第三者評価)

第35条 指定管理者は、〇〇施設の管理運営に関し評価、検証等を行うことを目的として、市が指定する方式による第三者評価（以下「第三者評価」という。）を、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち市と指定管理者の協議により定める時期に、1回受審しなければならない。

- 2 指定管理者は、第三者評価を受審するに当たって、市から必要な書類の提出を求められたときは、これに従わなければならない。
- 3 第三者評価に係る費用は、指定管理者が負担するものとする。

上の記載例は、指定管理者第三者評価機関により第三者評価を行う施設（区民文化センター・保育所を除く区民利用施設）のうち、同一の指定管理者が引き続いて指定されていない場合。

福祉サービス第三者評価を受審する施設の場合は、上の記載例を参考に、修正して記載を。

選定評価委員会により第三者評価を実施する場合には、以下の例が適当。

第35条 指定管理者は、〇〇施設の管理運営に関し評価、検証等を行うことを目的として、横浜市〇〇施設指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）による第三者評価（以下「第三者評価」という。）を、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち市と指定管理者の協議により定める時期に、1回受審しなければならない。

- 2 指定管理者は、第三者評価を受審するに当たって、市から、選定評価委員会への出席、資料の提出、報告等を求められたときは、これに従わなければならない。

同一の指定管理者が引き続いて指定されている場合には、第1項については以下の例が適当。

第35条 指定管理者は、〇〇施設の管理運営に関し評価、検証等を行うことを目的として、市が指定する方式による第三者評価（以下「第三者評価」という。）を、指定期間の始期から3年以内のうち市と指定管理者の協議により定める時期に、1回受審しなければならない。

(指定管理者の収入)

第36条 指定管理者の収入は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入とする。

- 2 指定管理者は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入について、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

(指定管理料)

第37条 市は、本指定管理実施の対価として、各年度の市歳出予算の範囲内で指定管理

者に対して指定管理料を支払う。

- 2 市が指定管理者に支払う指定管理料の額及び支払い方法等は、指定管理者が公募時に提出した提案書類等による提案額に基づき、各年度に市と指定管理者が協議し締結する協定（以下「年度協定」という。）に定めるものとする。
- 3 前項に基づく各年度の協議において、選定時に指定管理者が提案した金額を下回る金額を当該年度の指定管理料とする場合、指定管理者は、市に対し、文書をもって管理運営の内容の変更に関する協議を申し出ることができる。
- 4 市は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。

（指定管理料の変更）

第38条 各年度中の賃金水準又は物価水準の変動、並びにその他やむをえない事由により、市又は指定管理者が、各年度の当初に合意した指定管理料が不適当と認めたときは、相手方に対し、文書をもって指定管理料の変更に関する協議を申し出ることができる。

- 2 市及び指定管理者は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。
- 3 指定管理料変更の要否及び指定管理料の額の変更は、市と指定管理者の協議により定めるものとする。

（利用料金）

第39条 指定管理者は、条例第〇条第〇項の規定に基づき、〇〇施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という）を、指定管理者の収入として收受することができる。

- 2 指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとする。
- 3 指定管理者が、指定期間外の利用に係る利用料金を收受した場合は、市又は市が指定するものに円滑に引継ぎを行うものとする。
- 4 利用料金の額は、条例第〇条第〇項の規定で定める額の範囲内において、市の承認を得て指定管理者が定めるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする。
- 5 指定管理者は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに3か月以上の周知期間を設けなければならない。ただし、指定当初に従前の料金を変更すること無く利用料金の承認申請を行う場合は、料金の承認後速やかに周知を行うものとする。
- 6 指定管理者は、条例第〇条及び規則第〇条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。

（公租公課）

第40条 本協定に基づく一切の業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて指定管理者の負担とする。

(管理口座)

第41条 指定管理者は、本指定管理の実施に係る収入及び支出を適正に管理することを目的として、本指定管理専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

2 指定管理者は、第39項第3号に定める指定期間外の利用に係る利用料金収入については、前項で規定する口座と別の口座を設け、これを管理するものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第42条 指定管理者は、故意又は過失により本指定管理を実施する施設・設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市は特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができるものとする。

2 市の責めに帰すべき事由により指定管理者に損害が生じた場合は、指定管理者は当該損害の賠償を市に請求することができる。

(第三者への賠償)

第43条 本指定管理の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者は自己の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害（次条の規定により加入した保険等により填補された部分を除く。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

2 前項ただし書きの場合で、市及び指定管理者の負担の割合が不明なときは、両者の協議により、負担の割合を定める。

3 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に発生した損害について、指定管理者に代わって第三者に賠償した場合、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償することができる。

(保険)

第44条 指定管理者は、指定期間中、指定管理者を被保険者、横浜市を追加被保険者とする指定管理に対応した 施設賠償責任保険に加入しなければならない。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とする。

(不可抗力発生時の対応)

第45条 不可抗力の発生により市又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生する恐れがある場合、指定管理者は早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した損害等の費用負担等)

- 第46条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、指定管理者は文書で当該内容を市に報告しなければならない。
- 2 市は、指定管理者からの報告に基づき、当該損害等についての調査を行い、当該費用について合理性の認められる範囲で、その費用を負担するものとする。
 - 3 不可抗力の発生に起因して市に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用は市が負担するものとする。

(不可抗力による業務実施の一部免除)

- 第47条 不可抗力の発生によって本指定管理の一部の実施ができなくなったと認められる場合、指定管理者は不可抗力により受ける影響の限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。
- 2 指定管理者が不可抗力により本指定管理の一部を実施できなかった場合、市は、指定管理者と協議のうえ、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分について、指定管理料から減額することができるものとする。
 - 3 前項の規程に基づき、市は、指定管理者に支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

- 第48条 指定管理者は、指定期間の満了若しくは本指定管理の取消に際し、〇〇施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、市又は市が指定するものに対する引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 市は、必要と認める場合には、本指定管理の終了前に、指定管理者に対し、市又は市が指定するものによる本指定管理の内容等についての調査を申し出ができるものとする。
 - 3 指定管理者は、市から前項の調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
 - 4 第1項の規定による本指定管理の引継ぎ等に関する費用は、指定管理者の負担とする。

(原状回復義務)

- 第49条 指定管理者は、本協定の終了までに、指定期間の開始日を基準とし、本指定管理の実施を行う施設、設備を原状に回復し、市に明け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は〇〇施設の原状回復

は行わずに、別途市が定める状態で市に対して明け渡すことができるものとする。

(備品等及び文書等の扱い)

第50条 本指定管理終了に際し、備品等の扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 備品等（Ⅰ種）について、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き渡さなければならない。

(2) 備品等（Ⅱ種）について、指定管理者は、原則として自己の責任と費用において撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して備品等（Ⅱ種）を引渡すことができるものとする。

2 本指定管理終了に際し、本指定管理の実施に必要な文書等について、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き渡さなければならない。

第9章 指定取消及び業務の停止等

(市による指定の取消等)

第51条 市は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合の例としては、以下のようない状況が想定される。

(1) 指定管理者が当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

(2) 指定管理者が法第244条の2 第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

(3) 指定管理者が法第244条の2 第10項の規定に基づく市の指示に従わないとき

(4) 指定管理者が当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき

(5) 申込みの際に指定管理者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

(6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

(7) 指定管理者の本指定管理に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき

(8) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき

(9) 不可抗力により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

(10) 指定管理者から、次条に基づく指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき

(11) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

- (12) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるとき
- 3 第1項の規定により指定を取消し、又は本指定管理の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。
- 4 市は、第1項の規定により、年度途中において、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定管理者が既に受領している当該年度の指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 5 第1項の規定により指定の取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合、指定管理者の責めに帰すべき事由により市に損害が生じたときは、指定管理者は市に対して賠償をしなければならない。

(指定管理者からの指定取消等の申出)

- 第52条 指定管理者は、市が本協定の内容を履行せず、又はこれらに著しく違反した場合、市に対して指定取消又は管理業務の全部又は一部の停止を申し出ることができる。
- 2 市は前項の申出を受けた場合、指定管理者への協議を経てその措置を決定するものとする。
- 3 第1項の申し出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定管理者が既に受領している指定管理料について、市と指定管理者の協議によりその返還する額を決定するものとする。
- 4 第1項の申出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、市が指定管理者に損害を及ぼしたときは、市はその損害を賠償するものとする。
- 5 第1項の申出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたことにより市が被る損害及び増加費用について、指定管理者はその賠償の責を負わない。

(不可抗力による指定の取消等)

- 第53条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生に起因した事故等により、本指定管理の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止に関する協議を求めるものとする。
- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を行うものとする。
- 3 前項の指定の取消によって指定管理者に発生した損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定取消時の扱い)

- 第54条 第48条から第50条までの規定は、第51条から第53条までの規定により本指定管

理が終了した場合に、これを準用する。ただし、市及び指定管理者が合意した場合は、この限りでない。

(指名停止)

第54条の2 指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、横浜市指名停止等措置要綱第2条別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件の一に該当する場合は、当該各号に定めるところにより期間を定め、指定管理者について、指名停止を行う。

第10章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第55条 指定管理者は、本協定及び年度協定に基づいて取得した権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、又は担保の目的に供してはならない。

(連絡調整)

第56条 指定管理者は、本指定管理を円滑に履行するため、市及び関連機関との情報交換や業務の調整を図るものとする。

(本指定管理の範囲外の業務)

第57条 指定管理者は、〇〇施設の設置目的に合致し、かつ本指定管理の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 指定管理者は自主事業を実施する場合は、自主事業の事業計画書を事前に市に提出し、承認を得なければならない。この場合において、市及び指定管理者は必要な協議を行うものとする。
- 3 市及び指定管理者は、協議により、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第58条 本協定に関する市と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合又は市が特別に認めた場合を除き、文書により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51条）の定めるところによる。

(災害等発生時の対応)

- 第59条 指定管理者は、横浜市震災対策条例（平成10年2月横浜市条例第1号）第8条に定める事業者としての基本的責務及び横浜市防災計画に基づく〇〇施設の管理者としての責務を果たさなければならない。
- 2 指定管理者は、災害等の発生時における市による〇〇施設の使用に関して、市との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定」（以下「災害時協定」という。）を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
 - 3 指定管理者は、市が作成する「指定管理者災害対応の手引き」（以下「災害対応手引き」という。）に基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
 - 4 指定管理者は、災害等の発生時には、「災害時協定」及び「災害対応手引き」に規定のない事項であっても、被災者の援助活動等に関して市が協力を求めた場合には、市に協力するよう努めるものとする。

上の記載例は、横浜市防災計画に位置づけがある施設の場合。

位置づけがない場合には、以下の例が適当。

- 第59条 指定管理者は、横浜市震災対策条例（平成10年2月横浜市条例第1号）第8条に定める事業者としての基本的責務を果たさなければならない。
- 2 指定管理者は、災害等の発生時に、被災者の援助活動等に関して市が協力を求めた場合には、市に協力するよう努めるものとする。
 - 3 指定管理者は、〇〇施設が今後横浜市防災計画に位置づけられる可能性があることを了承するとともに、位置づけられた場合には、市との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
 - 4 指定管理者は、前項の場合においては、市が作成する「指定管理者災害対応の手引き」に基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。

(廃棄物の対応)

- 第60条 指定管理者は、〇〇施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進するものとする。

(市内中小企業への優先発注等)

- 第61条 指定管理者は、横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の工事の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとする。
- 2 指定管理者は、修繕等の工事の発注、物品及び役務の調達等を行うにあたっては、横浜市ホームページに掲載される入札・契約情報の有資格者名簿を参考にするなどにより、市内中小企業の該当の可否を判断するものとする。
 - 3 市は、本施策の取組状況を把握するために、指定管理者に対して、指定期間中の発

注状況について調査を行うことができる。

- 4 指定管理者は、前項の調査について市に提出を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

・市内中小企業の定義について

- ① 市内事業者：横浜市内に本社・本店などを設けている事業者
② 中小企業：中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）の第2条1項第1号から第4号で定義されるもの

| 業種 | 資本金の額または出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|---------|---------------|-------------|
| ①卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ②小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| ③サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ④製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |

（財務状況の確認）

第62条 市は、各年度に1回、指定管理者に対して選定時と同様の財務状況の確認を行うものとする。

- 2 指定管理者は、前項の確認実施にあたり、市から財務諸表等の財務関係書類の提出を求められた場合、速やかに必要書類を市に提出しなければならない。
- 3 市は、財務状況の確認を実施した結果について、遅滞なく指定管理者に通知するものとする。
- 4 市は、指定管理者の財務状況を確認した結果、〇〇施設の管理運営に支障が生じると判断した場合は、指定管理者に対して、必要な改善指導を行うことができる。
- 5 市は、前項の改善指導を行ったにも関わらず、指定管理者の財務状況の改善が見込まれないと判断した場合は、本協定第51条に基づく指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

（その他市政への協力）

第63条 指定管理者は、その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めるものとする。

（法人格等変更時の対応）

第64条 指定管理者は、合併、法人格の変更、公益法人制度改革への対応等により自らの法人格に変更が生じることが見込まれることとなった場合には、市に対して直ちに報告しなければならない。

- 2 市は、指定管理者から前項による報告があった場合、指定管理業務を承継すると推

定される新しい法人（以下「新法人」という。）について、施設運営能力等を審査することを目的として、指定管理者又は新法人から以下の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款又はそれに類するもの
- (3) 法人登記に係る全部事項証明書
- (4) その他市が必要と認める書類

3 市は、指定管理者から提出された書類をもとに、新法人が指定管理者として業務を行うことの適否について審査し、指定管理者に対して審査の結果を速やかに通知しなければならない。

4 市による審査の結果、新法人を指定管理者として指定しないと判断された場合、指定管理者又は新法人に損害又は増加費用が生じても市はその賠償の責めを負わないものとする。

（リスクの分担）

第65条 本指定管理に関するリスクの分担については、本協定又は公募要項に別途記載があるものを除き、別紙3に示すリスク分担表の通りとする。

2 前項の市と指定管理者の責任分担のうち、施設等の損傷が第三者の責めに帰すべきものであり、当該第三者が特定できる場合、指定管理者は、当該第三者に対して当該損害の賠償を求めるものとする。第三者が特定できない場合及び第三者が損害の賠償等に応じない場合は、市と指定管理者間で協議の上、対応を決定する。

（協定の変更）

第66条 本指定管理に関し、本指定管理の前提となる条件若しくは内容が変更されたとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者の協議により本協定の規定を変更することができるものとする。

（解釈）

第67条 市が、本協定に基づき行う、書類の受領、通知及び調査、説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき本指定管理の全部又は一部について、その責任を負うものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）

第68 本協定に特別の定めのない事項又は本協定の条項について疑義を生じた場合は、市と指定管理者の協議によりこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

市 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市〇〇区長 〇〇 〇〇 印

指定管理者 横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

共同事業体の場合は、
横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番
〇〇〇〇共同事業体
代表者 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

別紙1 用語の定義

(本資料では、各施設で共通すると考えられる用語のみ掲載)

| 用語 | 用語の定義 |
|-------|--|
| 指定開始日 | 指定管理者が本業務を行う指定管理の開始日のことをいう。 |
| 年度協定 | 本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定。 |
| 目的外使用 | 市が有する行政財産について、地方自治法第238条の4第7項に基づき、その用途又は目的を妨げない範囲で、市が許可することによって、当該財産の目的以外に使用することをいう。 |

別紙2 個人情報取扱特記事項

(本資料では省略)

別紙3 リスク分担表

(本資料では省略)